

承認申請の手続きについて

右記の申請相談窓口にご相談の上、「経営革新計画電子申請システム」により行います。なお、GビスID及び予備審査後に発行される申請用パスワードが必要になります。

●提出書類

【予備入力票等】

予備入力票※①

別表3作成用ツール※②

【添付書類】

最近2期間の決算書*
(実績1年で確定申告前の場合は要相談)
*決算報告書(貸借対照表、損益計算書)のみ

法人▶定款(最新のもの又は議事録添付)
▶登記簿謄本*(履歴事項全部証明書)
*概ね3ヶ月以内に発行された最新のもの

個人事業者▶住民票*(本人住所の記載のみで可)
*概ね3ヶ月以内に発行された最新のもの

営業の許可書など
(行政庁の許可などが必要な業種を行っている場合)

会社案内又は経歴書

<海外展開支援を受ける場合>
海外子会社などの株主一覧及び役員一覧など

※上記①②の申請様式と記載例は、
ホームページから入手できます。

神奈川 経営革新計画

検索



申請相談窓口での確認・助言

申請は申請相談窓口で確認や助言を受けた上で行ってください。

申請相談窓口

商工会・商工会議所などの各機関では、新規事業の構想段階のご相談から申請の方法、計画承認後の事業実施まで、それぞれの状況に応じた幅広いサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

商工会・商工会議所

横浜商工会議所	045-671-7450
川崎商工会議所	044-211-4114
相模原商工会議所	042-753-8135
横須賀商工会議所	046-823-0402
平塚商工会議所	0463-22-2510
鎌倉商工会議所	0467-23-2563
藤沢商工会議所	0466-27-8888
小田原箱根商工会議所	0465-23-1811
茅ヶ崎商工会議所	0467-58-1111
三浦商工会議所	046-881-5111
秦野商工会議所	0463-81-1355
厚木商工会議所	046-221-2153
大和商工会議所	046-263-9112
海老名商工会議所	046-231-5865
小田原巾橋商工会	0465-43-0113
逗子市商工会	046-873-2774
伊勢原市商工会	0463-95-3233
座間市商工会	046-251-1040
南足柄市商工会	0465-74-1346
綾瀬市商工会	0467-78-0606
葉山町商工会	046-875-2810
寒川町商工会	0467-75-0185
大磯町商工会	0463-61-0871
二宮町商工会	0463-71-1082
足柄上商工会	0465-83-3211
山北町商工会	0465-76-3451
真鶴町商工会	0465-68-0033
湯河原町商工会	0465-63-0111
愛甲商工会	046-286-3672
城山商工会	042-782-3338
津久井商工会	042-784-1744
相模湖商工会	042-684-3347
藤野商工会	042-687-2138

中小企業支援機関

神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200
(よろず支援拠点(本部))	045-633-5071
(公財)横浜企業経営支援財団	045-225-3711
(公財)川崎市産業振興財団	044-548-4141
(公財)相模原市産業振興財団	042-759-5600



神奈川県

中小企業等経営強化法に基づく

「経営革新計画」のご案内

— 令和7年3月より電子申請を開始しました —

新商品を作りたい

販売方法を変えたい

そんな経営のご相談なら、 おまかせください

新商品やサービスの開発、

新たな販売方式の導入など、

新規で事業展開をお考えの

中小企業・小規模事業者の方に、

頼もしいお知らせです。

経営革新計画(事業計画書)を作成し

神奈川県知事の承認を得ると、

幅広いサポートのメニューを

利用することができます。

お気軽にご相談ください。

将来への指針、
事業計画書を作成すれば、
やる気満々に！

将来に向けた
目標が明確に

金融機関からの
信用力がアップ

士気が高まり
仕事の励みに



新規事業の展開を、きめ細かくサポートします



対象となる企業と承認の基準

県内に本店登記がある全業種の特定事業者*などで、1年以上の事業実績が必要です。「新事業活動※1」を行うことで、「相当程度の経営の向上※2」が見込まれることが条件となります。

*業種ごとに従業員数を基準に対象者を定めています。
詳細は県のホームページ(最終面の案内)をご覧ください。

※1 新事業活動とは・・・

事業者にとって新たな事業活動であり、以下①～⑤の事業を含むもの、又はこれらを組み合わせた事業活動をいいます。
ただし、同業の中小企業で、すでに相当程度普及している技術・方式などの導入については対象外となります。

①新商品の開発又は生産

②新役務の開発又は提供

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入

④役務の新たな提供の方式の導入

⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
その他の新たな事業活動

※2 相当程度の経営の向上とは・・・

経営目標として、以下の指標①②が、計画期間に応じた目標伸び率を達成することをいいます。

計画期間	指標①	指標②
	「付加価値額※A」又は「一人当たりの付加価値額※B」の伸び率	給与支給総額※Cの伸び率
3年計画	9 %以上	4.5%以上
4年計画	12 %以上	6 %以上
5年計画	15 %以上	7.5%以上

※A 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

※B 一人当たりの付加価値額=付加価値額÷従業員数

※C 給与支給総額=役員報酬+給料+賃金+賞与+各種手当

申請 ▶ 承認 ▶ 各サポートの実施までの流れ

申請者

構想や計画を練り申請に向けた準備をします。
(予備入力票の作成／申請書類の準備／GビズIDの取得等)

申請相談窓口

形式要件、計画内容の確認など
申請に向けたサポートをします。

県審査機関

予備審査、
電子申請用パスワードの発行

申請相談窓口

電子申請用パスワードの通知、
電子申請のサポート

申請者

電子申請をします。
(予備入力票の内容を入力)

県審査機関

申請書の受付、
審査・承認・承認書の発行

申請者

事業計画を実施してください。
また、サポートメニューの活用ができます。

申請相談窓口

概ね1～2年後に
フォローアップ調査を行います。

サポートメニューのいろいろ

※各サポートは経営革新対象企業である特定事業者の一部が利用できない場合がありますのでご注意ください。

新規の事業計画を実施する特定事業者には、次のようなサポートメニューを用意しています。
ただし、計画の承認を受けた後、各支援実施機関において申請手続きと審査が必要となります。

低利の融資制度を利用したい方

■神奈川県中小企業制度融資(経営革新支援融資)

- ・限度額 8千万円(設備資金・運転資金)
- ・融資期間 10年(運転資金は7年)以内
- ・問合せ先 県金融課 TEL 045-210-5677
- ・申込先 県内の取扱金融機関

■政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫の「新事業活動促進資金」の場合

- ・限度額 14億4千万円
- ・融資期間 20年(運転資金は7年)以内

融資に当たって信用保証枠を拡大したい方

■信用保証の特例

計画に従って行う事業に必要な資金について、通常の保証限度額とは別に同額の別枠を設けています。

【通常の保証限度額】

- ・普通保証 2億円
- ・無担保保証 8,000万円
- ・無担保無保証人保証 2,000万円

研究開発費用を対象とする新規事業開拓保証について、限度額が通常の2億円から3億円に拡充されます。

- ・問合せ先 県内各信用保証協会
- ・申込先 県内の取扱金融機関

投資を受けたい方

■中小企業投資育成株式会社法による特例

通常、中小企業投資育成株式会社からの投資は、資本金3億円以下の株式会社が対象となります。ただし、特例により、資本金が3億円を超える株式会社であっても投資を受けることができます。

- ・問合せ先 東京中小企業投資育成株式会社
TEL 03-5469-1811

海外展開のための資金調達を図りたい方

■現地子会社の資金調達支援

日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険(NEXI)の保険業務を通じ、現地子会社の資金調達を支援します。

- ・問合せ先 日本政策金融公庫
日本貿易保険(NEXI) TEL 03-3512-7675

■海外展開のための国内における資金調達支援

中小企業信用保険法の特例(海外投資関係保証)により、中小企業信用保険の限度額を増額し、海外へ直接投資する事業に必要な資金の調達を支援します。

- ・申込先 県内各信用保証協会

神奈川県立産業技術総合研究所を利用したい方

■神奈川県立産業技術総合研究所の手数料及び使用料の軽減制度

承認計画に係る研究開発のための試験などを、神奈川県立産業技術総合研究所に依頼される方は、手数料及び使用料が1/2になる申請を行うことができます(上限あり)。

- ・問合せ先 (地独)神奈川県立産業技術総合研究所
TEL 046-236-1500

